

鋼船規則 H 編及び同検査要領並びに
旅客船規則検査要領一部改正案における改正点の解説
(ケーブル敷設における火災に対する考慮)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 H 編及び同検査要領並びに旅客船規則検査要領中のケーブル敷設における火災に対する考慮に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-1 章第 45.5.3 規則には、火災によるケーブルの損傷を避けるため、重要な機器等のケーブルは「他の火災の危険性が高い区域」からできる限り離して敷設するよう規定されている。IACS 統一解釈 SC11 では、SOLAS 条約の当該規則にいう「他の火災の危険性が高い区域」についての解釈を規定している。また、IACS 統一規則 E15 では、火災時に使用可能でなければならない電気設備及び耐火ケーブルに関する要件を定めており、本会は既に当該統一解釈及び統一規則を関連要件に取り入れている。

現行の IACS 統一解釈 SC11 では、SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則を「他の火災の危険性が高い区域」として参照していたが、同第 9 規則では、船種ごとに様々な区域が挙げられており、その中には火災の危険性が低いものも含まれていたため、「他の火災の危険性が高い区域」の解釈として不明瞭な部分があった。そのため、IACS では、「他の火災の危険性が高い区域」の解釈が適切なものとなるよう IACS 統一解釈 SC11 を見直した。これに合わせて、同統一解釈に関連する IACS 統一規則 E15 で規定される「火災の危険性が高い区域」の定義も見直し、IACS 統一解釈 SC11(Rev.2)を 2024 年 11 月に、統一規則 E15(Rev.5)を 2025 年 1 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC11(Rev.2)及び統一規則 E15(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。また、ケーブルの貫通に関して、他規定との整合の観点から要件の一部を見直した。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-2.
SOLAS 条約第 II-1 章第 45.5.3 規則に整合する文言に改めた。
- (2) 鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-4.
UR E15(Rev.5)2.a)の規定に合わせ、ケーブルの耐火性について IEC 60331-21:1999 +AMD1:2009 は IEC 60331-2:2018 に包含されるため削除した。また、一部記載について、判読性の高い文言に変更した。
- (3) 鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-6.
UR E15(Rev.5)3 Notes 1)の規定を取入れた。本規定は「火災の危険性が高い区域」について該当する区域を規定したものである。なお、従来通り当該区域を非常用消火ポンプ用のケーブルが通過する際には、そのケーブルは耐火性のものでなければならない。また、火災時にも動作可能でなければならない重要用途の機器の動力等に用いられるケーブル及び配線は、①耐火性のものを用いる、②ケーブルを A-60 相当以上の防熱を施した鋼管内又は鋼製ダクト内に敷設する、③ケーブルを少なくとも 2 系統に分けて分離して敷設するのいずれかの対応が必要である。
- (4) 鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-9.
発電機と主配電盤を接続するケーブルの敷設に関して、現行の取り扱い通り、特定の場合を除き、他の発電機を駆動する原動機及び燃料油清浄機の上方向並びに燃料油清浄機室を通過してはならないことを明記した。
- (5) 鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.11-5.

UI SC11(Rev.2)に規定される「他の火災の危険性が高い区域」の解釈を取入れた。なお、本解釈では「引火性液体を含む区域」について具体的な区域が示されていないため、UI SC11(Rev.2)に関するIMO 提案文書である SSE 11/10/4 のパラグラフ 18,19,20 の解釈をもとに引火性液体を含む区域を明記した。なお、従来通り当該区域を非常用消火ポンプ用のケーブル及び消火ポンプを非常配電盤に接続するケーブルが通過する際には、そのケーブルは耐火性のものでなければならない。また、火災時にも動作可能でなければならない重要用途の機器の動力等に用いられるケーブル及び配線は、①耐火性のもを用いる、②ケーブルを A-60 相当以上の防熱を施した鋼管内又は鋼製ダクト内に敷設する、③ケーブルを少なくとも 2 系統に分けて分離して敷設するのいずれかの対応が必要である。

(6) 鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.15-2.(3) (日本籍船舶用)

検査要領 R 編附属書 R9.3.1 に規定される電線の貫通部の要件と整合をとるために、同附属書を参照するように改めた。

(7) 旅客船規則検査要領 H 編 H1.1.1 (外国籍船舶用)

本改正で鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.11-5.に取入れた「他の火災の危険性が高い区域」について、IMO 提案文書である SSE 11/10/4 のパラグラフ 18,19 の解釈で旅客船のみ対象となるものを明記した。